

うるま市サイクルツーリズム推進事業に係る受入環境整備実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、うるま市の海中道路をはじめとする地域特性及び市内の既存施設を活かしたうるま市サイクルツーリズム推進事業を実施することに伴い、本市のサイクリストの受入環境を充実させることにより滞在型観光地への転換を図るため、サイクリストの受入に必要環境整備品の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、うるま市とする。ただし、市長は、事業の一部又は全部を適切な事業運営が確保できると認めた企業その他団体へ事業を委託することができるものとする。

(貸与の対象物)

第3条 貸与の対象物は、うるま市サイクルツーリズム推進事業に係る次の各号に掲げる環境整備品とする。

- (1) サイクリストが使用するスポーツバイク等（自転車スタンドがないスポーツバイク等の自転車をいう。以下同じ。）のメンテナンスができるもの及びパンク等の緊急時に対応できるもの
- (2) サイクリストが使用するスポーツバイク等のサドル等を掛けて駐輪できるもの及びサイクリストが休憩できるベンチ等
- (3) 前2号に掲げる案内を行うのぼり旗等

(貸与の対象者)

第4条 環境整備品の貸与の対象となる者（以下「貸与対象者」とする。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。

- (1) 本市が令和2年度に策定したサイクリングコース周辺に位置する者
- (2) サイクリストが駐輪及び休憩できる場を提供できる者
- (3) サイクリストに対し、トイレを使用させることが可能な者
- (4) サイクリストがサイクリングを快適に行えるよう協力できる者

(貸与の申請)

第5条 貸与対象者は、環境整備品の貸与を希望する場合は、市長又は第2条ただし書の規定により事業を委託された企業その他団体（以下「委託事業者」という。）に、貸与申請書を事前に提出し、申請を行うものとする。

(貸与の決定等)

第6条 市長又は委託事業者は、前条の規定による貸与申請書の提出があった場合は、これを審査し、貸与することが適当であると認めるときは、貸与を決定し通知するものとする。この場合において、市長又は委託事業者は、環境整備品の貸与に関し必要な条件を付することができる。

(環境整備品の適正管理)

第7条 貸与対象者は、貸与を受けた環境整備品を、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、事前に市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 貸与対象者は、貸与を受けた環境整備品を、第1条に規定するサイクリストの受入れの用途以外に使用してはならない。

3 市長は、貸与を行っている期間において、環境整備品について備品台帳を備え、環境整備品の登録等を記録し、整理するものとする。

(申請書等の様式)

第8条 この告示による申請書、通知書等その他当該事務に必要な書類の様式は、別に定める。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、サイクリストの受入に必要な環境整備品の貸与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年12月1日から施行する。